



# 空き家・空き店舗 改修補助事業を始めます



阿久根市における空き家、空き店舗の有効活用を通して、市内への移住定住の促進と地域の活性化を図るため、これらを改修して事業活動をしようとする方向への補助金制度を創設しました。

## 補助金の概要

### 1 対象者となる方

- (1) 空き家、空き店舗の所有者（法人を含む。）
- (2) 本市住民（法人にあっては、主たる事務所在本市）であること
- (3) 市税等の滞納がない方 等



### 2 対象となる改修事業

空き家、空き店舗を店舗又は事務所へ改修する事業

※店 舗…小売業、飲食業、サービス業又は製造業を営む店舗  
（風俗を伴う飲食業を除く。）

※事務所…事業の用に供する事務所、店舗、工場等

（仮設などその設置が恒常的でないものを除く。）

### 3 対象経費（経費の合計が300万円以上のものが対象）

- (1) 増改築及び間取りの変更（新築及び建替えを除く。）
- (2) 給排水、電気、通信又はガス設備の改修
- (3) 壁、床又は天井の改修
- (4) 屋根又は外壁の改修
- (5) その他機能の向上に必要と認められる改修

### 4 補助金の額

対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とします。

ただし、補助対象事業が、市の主要プロジェクト（寺島宗則旧家保存活用プロジェクト、青果市場跡地活用事業）の実施地区と同じ地域内に存する空き家、空き店舗についてなされるときは、これらと連動した効果的な事業展開を図るため、100万円を限度として加算します。

## （ご注意ください）

○ **着工前に事前協議を行っていただき、承認を受ける必要があります。**

（お問合せ先） 阿久根市企画推進課 企画政策係

TEL : 0996-73-1214（係直通） Mail : kikaku@city.akune.kagoshima.jp